

#### ح٦ 志 賀」

#### さえあ IJ 第83号

令和6年6月12日

活動報告

令和6年5月1日~令和6年5月31日

東志賀学区福祉推進協議会 地域支えあい事業委員会

# 生活支援事業

カーテンの交換 : 1件 ・見守り(高齢者) : 5件 •ゴミ出し : 3件 •ガスストーブ片付け : 1件 •枝切り : 1件

•草取り: 2件 ・買い物支援 : 2件 エアコン買い物相談:1件 生活支援 : 1件

・スマートフォンの相談: 3件

<u>小計 15件</u>

### 認定事業

・登下校の見守り(児童)

・子育て広場 : 8日 ・認知症カフェ(なもなも):10日 ·子ども食堂 : 27日(食堂) 19日 29日 (フードパントリー)

子ども居場所つくり:19日

・ふれあいサロン : 10日 22日

> 小計 14 件 合計29 件

### 集合住宅共用庭の手入れ

居住区域の共用庭の草取りの依頼で、一人暮らしの依頼者 の方は、1階に入居時から庭の世話をまかされ、ほかの皆さん と同じように花を植えたりして楽しんでおられました。しかし加齢 とともに、したくてもできない体力になってしまいました。少し暑 さを感じる時期になってきましたので、熱中症に気を付けて6名 (ボランティア:山﨑 悦男) で作業をしました。



## 感想:参加者の声

共用庭の2回目の草刈り作業に参加しました。一人暮らしの足腰が 悪い方で、ご自身の体力の無さを嘆いておられました。こんな時の「支 え合い」と、「依頼者の力に少しでもなれたら」、の思いで作業をさせて (ボランティア:長谷川達) もらいました。

#### 編集後記

公的な集合住宅の共用庭の維持管理は、かつては供給・管理団体が 行い、住民が手入れすることを禁じていました。しかし何時ごろからか、 公的な資金の不足を補い、かつ庭いじりを楽しみたいという住民からの強い

要望もあり、共用庭をいくつかに区画して、1階住民優先で維持管理を募集しはじめたようです。 住民の高齢化により、その方式も限界があり、新たな仕組みを探し出さねばなりません。 これからの時代はスマートフォンが必要不可欠になります。第4水曜日午前に相談窓口にいらしてくだ さい。スマートフォンの簡単な操作方法をお教えします。 (コーディネーター: 谷口 博子)



行事予定 : 6月23日(日) コミセンまつり 11月17日(日) ちごいち



今まで発行した「支えあいたより」を こちらからご覧になれます



東志賀学区のホームヘージをこちらからご覧に なれますれます。電子回覧板もでき、皆さんの 情報をお待ちしています

**ちょっとした困りごとは相談窓口** お電話でも受け付けいたします

開設日時:毎週水・金曜日 9:30~12:00

**23** 080-3651-7435

相談窓口: 東志賀コミュニティセンタ-





